

【令和6年度】

横須賀市保育施設等利用のご案内

(令和6年5月～令和7年3月入園の申請手続きについて)



1. 申請にあたり	…2ページ	5. 電子申請について	…12ページ
2. 申請から入園までの流れ	…4ページ	6. 利用者負担額について	…14ページ
3. 利用申請の書類について	…6ページ	7. その他	…17ページ
4. 保育を必要とする事由について	…8ページ	8. 保育施設等一覧	…19ページ

令和6年度途中入園申請スケジュール

- 空き状況：毎月1日に横須賀市ホームページに掲載します。
- 各月の申請期限（各月12日締切ですが、土日祝の場合は翌開庁日）



空き状況の
ページ

利用開始月	申請締切日	利用開始月	申請締切日
5月入園	令和6年4月12日(金)	11月入園	令和6年10月15日(火)
6月入園	令和6年5月13日(月)	12月入園	令和6年11月12日(火)
7月入園	令和6年6月12日(水)	1月入園	令和6年12月12日(木)
8月入園	令和6年7月12日(金)	2月入園	令和7年1月14日(火)
9月入園	令和6年8月13日(火)	3月入園	令和7年2月12日(水)
10月入園	令和6年9月12日(木)		

※ 申請書類の受け取り場所、提出先は第1希望の保育施設等です。

ただし、家庭的保育事業所（しらかば家庭的保育事業所を除く）を希望する場合の受付は子育て支援課（はぐくみかん5階）になります。（行政センター等では受付できません。）

※ 締切日を過ぎて申請があった場合は、翌月分の申請として取扱いますのでご注意ください。

※ 結果の通知は、締切日からおおよそ10日後に保護者あて発送します。

なお、結果について、電話での問い合わせにはお答えしておりませんので、ご了承ください。

令和6年度クラス年齢

クラス	生年月日
5歳児クラス	平成30年（2018年）4月2日～平成31年（2019年）4月1日
4歳児クラス	平成31年（2019年）4月2日～令和2年（2020年）4月1日
3歳児クラス	令和2年（2020年）4月2日～令和3年（2021年）4月1日
2歳児クラス	令和3年（2021年）4月2日～令和4年（2022年）4月1日
1歳児クラス	令和4年（2022年）4月2日～令和5年（2023年）4月1日
0歳児クラス	令和5年（2023年）4月2日～

1. 申請にあたり～必ずご確認ください～

(1) 保育施設等の利用申請（入園申込）ができる方

小学校就学前のお子さんの保育施設等（※）への利用申請（入園申込）は、保護者のいずれもが次のような保育を必要とする事由に該当していることが条件となり、申請時に給付認定を受ける必要があります。

※ ここでの保育施設等とは、保育園、認定こども園（保育利用）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所のことを言います。

保育を必要とする事由		給付認定有効期間	ページ
就労	自宅内外で働いている（月64時間以上の就労）	就労継続期間（最長、就学前まで）	8
	育児休業から仕事に復帰する	状況次第（最長、就学前まで）※1	
妊娠 出産	母親が出産前後である	産前産後8週間（月初～月末）※2	9
疾病 障がい	病気やけが、心身に障がいがある	状況次第（最長、就学前まで）	
介護 看護	長期にわたり病人等を介護・看護している	状況次第（最長、就学前まで）	
求職 活動	仕事を探している。（起業準備を含む）	3カ月間 ※3	
就学	大学や職業訓練校などに通っている	通学期間（最長、就学前まで）	
災害 復旧	震災、風水害、その他の災害の復旧に当たっている	状況次第（最長、就学前まで）	
その他	虐待やDVのおそれがあるなど	状況次第（最長、就学前まで）	

- ※1 育児休業中に利用申請（育児休業事由で在園している施設からの転園を含む）される場合
- ・ 育児休業中は家庭での保育ができるため、原則として保育施設等の利用ができません。そのため、育児休業中に保育施設等の利用申請を行う場合は、育児休業から復職することを前提とした申請となります。（申請時に「育休（産休）後復職誓約書」が必要です。）
 - ・ 保育施設等の入園が決まった場合には、入園した月中に育児休業を終了し、入園した月の翌月1日までに復職していただく必要があります。
（例）4月1日入園の場合、4月30日までに育児休業を終了し、5月1日に復職
 - ・ 復職後に育児休業復職証明書をすみやかに提出してください。両親ともに育児休業を取得している場合は、父、母いずれも提出が必要です。
 - ・ きょうだいで申請する場合、きょうだいいずれかの保育施設等の入園が決まった場合でも、復職が必要になります。

※2 妊娠・出産事由における給付認定有効期間について

⇒給付認定有効期間は、出産日予定日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日（予定日）から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までの期間が該当します。

なお、多胎妊娠の場合は、出産日予定日から起算して14週間前の日の属する月の1日から、出産（予定日）から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日までです。

※3 求職活動事由における給付認定期間について

⇒給付認定有効期間以降の保育を必要とする事由がない場合は退園となります。保育施設等の利用を継続するには、就労（月64時間以上）など新たな保育を必要とする事由が必要になります。

※ 虚偽の申告等があった場合は、給付認定が取消しとなる場合があります。

(2) 保育施設等の見学について

原則として利用を希望する保育施設等を申請の前に見学し、利用に当たっての重要事項や送迎の経路などを確認してください。見学については、事前に保育施設等へ直接お問い合わせください。

なお、家庭的保育事業所（しらかば家庭的保育事業所を除く）の見学については、子育て支援課（046-822-9004）へご連絡ください。

※ 見学をしていない施設を申込むことは可能ですが、申請後、すみやかに見学をしてください。

(3) 慣らし保育について

慣らし保育とは、お子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。慣らし保育は、利用開始日以降に行います。期間や内容は、利用されるお子さんの年齢や保育施設等によって異なりますので、事前に保育施設等へ必ず確認してください。慣らし保育期間は入園後1ヵ月まで認めています。慣らし保育期間中も保育料はかかります。

(4) 保育料以外の費用や給食費等の保護者負担について

保育施設等では、保育料（14ページ）以外に教材費や給食費等の実費負担が発生する場合があります。

実費負担額等については、保育施設等に直接お問い合わせください。

(5) 特別な支援を要するお子さんについて

障がいや重い食物アレルギーのあるお子さんや、医療的配慮を必要とするお子さんなど、特別な支援が必要な場合には、申請前に保育施設等や子育て支援課へ必ず相談してください。

また、お子さんの心身の状態や発達について気がかりな点やご心配がある場合、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、保育施設等利用申込書に記入し、施設への見学・申請の際にお伝えください。

(6) 施設の違いについて

【保育園】⇒保育認定（2号認定・3号認定）

保護者の就労や病気などによりお子さんの保育を必要とする場合に、保護者にかわって保育する児童福祉法に基づく児童福祉施設です。

【認定こども園】⇒教育認定（1号認定）または保育認定（2号認定・3号認定）
教育と保育を一体的に行う施設です。

①幼保連携型…幼稚園的機能と保育所的機能の両方を併せ持つ単一の施設

②幼稚園型…認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えた施設

③保育所型…認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えた施設

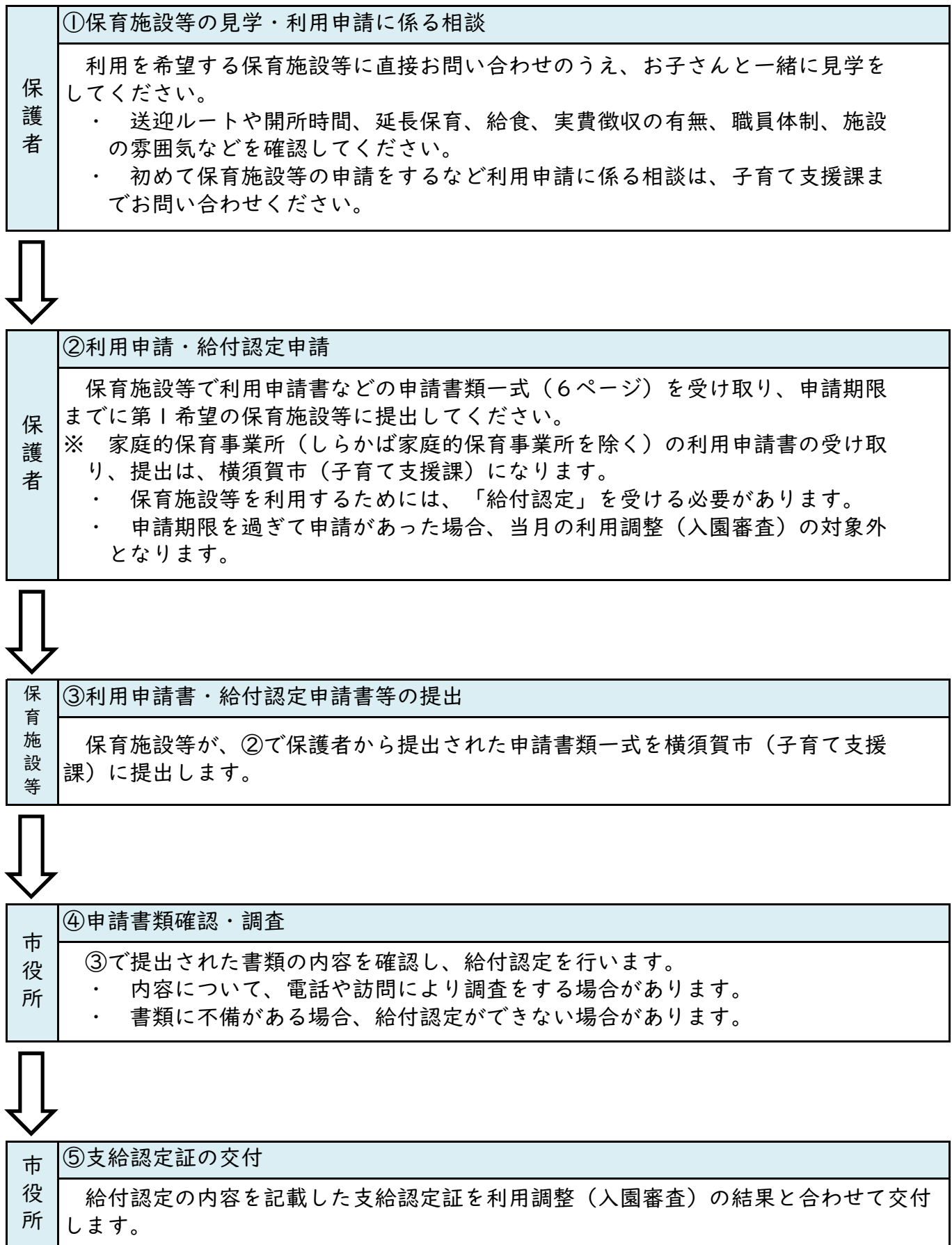
【小規模保育事業所】⇒保育認定（3号認定）

利用定員が6～19名までの少人数保育施設です。

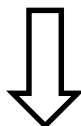
【家庭的保育事業所】⇒保育認定（3号認定）

家庭的保育者が保育を行う5名以下の少人数保育施設です。

2. 申請から入園までの流れ（2・3号認定）



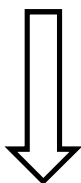
市役所	⑥利用調整（入園審査）及び利用調整結果通知（内定または保留）の交付
	利用調整基準に照らして入園者及び入園施設を調整し、その結果通知を交付します。



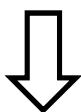
⑥翌月以降の利用調整（入園審査）へ

保護者	⑦ーア 内定通知の受け取り
	内定通知受け取り後、内定した保育施設等に連絡をして、入園説明会等の日程を確認してください。

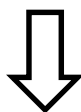
保護者	⑦ーイ 保留通知の受け取り
	保留となった場合、翌月以降も利用調整（年度内3月入園まで）の対象となります。 ※ 希望施設の変更、追加がない場合は、再度申請する必要はありません。 ※ 保留通知は1回の申請につき1度交付します。（毎月ではありません）



保育施設等・保護者	⑧重要事項説明・同意
	内定した保育施設等から利用に当たっての重要事項の説明を受けてください。 ・ 施設によっては契約書を作成します。 ・ お子さんの健康状態によっては、施設側の受け入れが整わない場合があります。



市役所	⑨保育料決定
	市民税所得割額を基準に保育料を決定します。（保育料については12ページ） ・ 認定こども園（私立）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所の保育料の納入先は、各施設です。 ・ 市立保育園、私立保育園、認定こども園（市立）の保育料の納入先は横須賀市です。 ※ ⑦ーアの内定通知交付時にお知らせします。



保育施設等・保護者	⑩入園（利用開始）
	入園は、原則毎月1日です。 ・ 入園当初は慣らし保育（集団に慣れるための短時間保育）があります。慣らし保育の期間については、施設と調整してください。 ・ 育児休業中の方は、入園月の翌月1日まで（入園月の末日までに育児休業終了）に復職してください。（復職後に施設に育児休業復職証明書を提出）

～転園について～
転園を希望する場合も上記と同じ手順での申請になります。 ・ 年度途中の転園の場合は、通園中の施設に在籍しながら転園申請ができます。 ・ 新年度4月入園で転園の場合は、通園中の施設に在籍しながらの転園申請ができません。申請前に通園中の施設を3月末で退園する「退園届」の提出が必要となります。 ※ 退園届の提出がないと利用調整（入園審査）が行えませんのでご注意ください。

3. 利用申請（入園申込）の書類について

利用申請に当たり、保護者が提出するものは次の書類です。

- ①子ども・子育て支援法保育施設等利用申込書（白いA3の用紙）
- ②教育・保育給付認定申請書兼認定内容確認票（ピンクのA3の用紙）
- ③保育を必要とする事由を証明する書類
- ④その他の書類（該当者のみ）
- ⑤マイナンバー記入用紙

上記の①～⑤の書類を第1希望の保育施設等に提出します。

※ 家庭的保育事業所（しらかば家庭的保育事業所を除く）が第1希望の場合、書類の提出先は子育て支援課になります。

※ 市外在住者が横須賀市の保育施設等の利用申請をする場合、原則として申請者が住んでいる市区町村経由での申請となります。

（申請期限までに申請書類が子育て支援課に届いている必要があります。）

申請書類

①子ども・子育て支援法保育施設等利用申込書（白いA3の用紙）

この申込書は入園を希望する保育施設等を記入する用紙です。

※ きょうだい同時に利用申請をする場合

ア) 第1希望の施設が同じとき

申込書の「入園申込児童欄」に複数名の名前を記入できますが、申込書の中面（第2面・3面）は複数名の記入ができないため、保育施設等申込書補助票（兄弟姉妹用）を記入し提出してください。

イ) 別々の施設を第1希望にするととき

それぞれ申込書を記入します。

◎ ア)、イ)ともに申込書の第2面にある「兄弟姉妹（2人以上）同時に入園を申し込む場合」を忘れずに記入してください。

②教育・保育給付認定申請書兼認定内容確認票（ピンクのA3の用紙）

この申請書は保育を必要とする事由を認定し、支給認定証を交付するための用紙です。きょうだい同時申し込みの場合、1人1枚の申請書の記入が必要になります。

※ 過去に利用申請をしたことがあり、有効期間が期限内の支給認定証を持っている場合、改めて申請書を提出する必要はありません。支給認定証のコピーと最新の保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書など）を提出します。

ただし、支給認定証の記載内容と状況が変わっている（保育を必要とする事由が変わった、離婚した、引っ越しをしたなど）場合、上記のほかにオレンジ色の給付認定変更申請書（兼変更届）の提出が必要です。

③保育を必要とする事由を証明する書類

②の申請書で選択した保育を必要とする事由を裏付ける書類になります。

次ページの「保育を必要とする事由を証明する書類一覧」で該当する事由における書類を提出してください。

※ 事由を確認できる書類が提出されない場合、給付認定を行えず、支給認定証を交付することができません。

また、利用調整（入園審査）において、保育を必要とする事由が確認できないため、受入枠以上の申請があった場合、入園できる可能性が低くなります。

④その他の書類（該当者のみ）

利用調整（入園審査）や保育料を決定するために必要な書類になります。

次ページの「その他の書類一覧」に記載のある書類をお持ちの場合、申請時に提出してください。

【保育を必要とする事由を証明する書類】

保育を必要とする事由	必要書類
就労	就労証明書 ※ 自営業・個人事業主で自宅が職場の場合、開業した1年目は開業届を、2年日以降は確定申告の写しを添付してください。
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（※） ※ 表紙と分娩予定日を記入したページ 産後、育児休業を取得せずに就労する方は、就労証明書も添付してください。
疾病・障がい	診断書（※）または障害者手帳の写しなど ※ 治療期間や保育への影響が記載された原本
介護・看護	①介護・看護状況申告書 ②介護・看護を受ける方の介護保険被保険者証の写し（要介護度が記載されているもの）、障害者手帳の写し、または診断書（原本）など
求職活動 （起業準備含む）	求職活動申立書、事業計画書（起業準備の場合）
就学	①学生証の写しまたは在学証明書 ②カリキュラム（時間割表）など就学状況がわかるもの
災害復旧・その他	状況を証明する書類など

【その他の書類】（該当者のみ）

- 育休（産休）後復職誓約書
- 入園を希望する児童の療育手帳・障害者手帳の写し
- 同居家族の療育手帳・障害者手帳の写し
- 生活保護受給証明の写し
- 離婚調停にかかる裁判所からの通知書の写し、左記通知書がない場合は、現況を記入した申立書（書式は任意）
※ 上記書類は離婚前提別居の場合に必要となります。
- 認可外保育施設等の在園証明書
※ 認可保育施設等に入園できず、認可保育施設の代わりに利用している場合
- 該当する市町村の課税証明書
 - ア) 5～8月入園希望
 - ・ 令和5年1月1日時点で横須賀市に住民登録がなかった方
⇒令和5年度住民税課税（所得）証明書
※ 令和6年1月1日時点でも横須賀市に住民登録がなかった方については、令和6年度住民税課税（所得）証明書も提出してください。
 - ・ 米軍属の方
⇒2022Wage & Tax（W-2）
※ 2023Wage & Taxについても後日提出してください。
 - イ) 9～3月入園希望
 - ・ 令和6年1月1日時点で横須賀市に住民登録がなかった方
⇒令和6年度住民税課税（所得）証明書
 - ・ 米軍属の方
⇒2023Wage & Tax（W-2）
- ※ 収入の申告をしていない方はすみやかに申告をしてください。
未申告の場合は、入園後の保育料を最高額で決定します。

4. 保育を必要とする事由について

保育を必要とする事由に応じて給付認定を行い、支給認定証を交付します。

支給認定証には、次の事項を記載しています。

- ①支給認定区分 →年齢（満3歳未満・満3歳以上）による支給認定区分
※ 満3歳未満の認定は3号認定、満3歳以上の認定は2号認定といいます。
- ②保育必要量 →標準時間（11時間利用）または短時間（8時間利用）
- ③保育を必要とする事由⇒保護者の事由のうち有効期間が短い方を記載
- ④有効期間 →③の事由に応じて記載
※ 保育を必要とする事由の有効期間中にお子さんが3歳の誕生日を迎える場合、3号認定の有効期間終了日は3歳の誕生日の2日前です。その翌日から有効期間までの2号認定へ切り替わります。

(1) 就労

要件	就労時間が月64時間以上あること
保育必要量	標準時間認定⇒月120時間以上の就労 短時間認定 ⇒月64時間以上120時間未満の就労 ※ 就労時間が月120時間未満でも、通勤時間等を加味し、市が標準時間認定とすることがあります。
有効期間	3号認定：3歳の誕生日の2日前まで 2号認定：小学校就学始期前の最後の3月31日まで
必要書類	就労証明書 ※ 自営業・個人事業主で自宅が職場の場合、開業した1年目は開業届を、2年目以降は確定申告の写しを添付してください。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労時間は、雇用契約に基づく就労時間で、就業規則等で定められている休憩を含みます。 ・ 1週をひと月の時間に換算する場合、1週の時間×4倍とします。

(2) 妊娠・出産

要件	出産の前後（産前・産後）であること
保育必要量	標準時間認定（希望により短時間認定も可能）
有効期間	出産予定日から起算して8週間前の日の属する月の1日から、出産日（予定日）から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日まで ※ 多胎妊娠の場合は、出産予定日から起算して14週間前の日の属する月の1日から、出産（予定日）から起算して8週間後の日の翌日の属する月の末日まで
必要書類	母子健康手帳の写し（※） ※ 表紙と分娩予定日を記入したページ 産後、育児休業を取得せずに就労する方は、就労証明書も添付してください。
注意事項	妊娠・出産要件での認定は、出産予定日と出産日により給付有効期間を計算するため、出産日が予定日からずれると、有効期間の終了日が1ヶ月延びる（短くなる）場合があります。 （例）出産予定日が5月5日の場合、有効期間が7月末までとなりますが、5月1日に出産すると、産後の有効期間が6月末まで短くなります。

(3) 疾病・障害

要件	疾病もしくは負傷している、または精神もしくは身体に障がいを持っていること
保育必要量	標準時間認定、短時間認定（状況により判断）
有効期間	3号認定：3歳の誕生日の2日前まで 2号認定：小学校就学始期前の最後の3月31日まで ※ 疾病・障がいが治癒し、保育を必要としなくなった場合、その月末まで
必要書類	診断書（※）または障害者手帳の写しなど ※ 治療期間や保育への影響が記載された原本

(4) 介護・看護

要件	同居または長期入院している親族の介護・看護をしていること
保育必要量	標準時間認定、短時間認定（状況により判断）
有効期間	3号認定：3歳の誕生日の2日前まで 2号認定：小学校就学始期前の最後の3月31日まで ※ 介護・看護を要しなくなり、保育を必要としなくなった場合、その月末までとなります。
必要書類	①介護・看護状況申告書 ②介護・看護を受ける方の介護保険被保険者証の写し（要介護度が記載されているもの）、障害者手帳の写し、または診断書（原本）

(5) 求職活動（起業準備含む）

要件	求職活動中または起業準備中であること
保育必要量	短時間認定
有効期間	3号認定：次のうち、どちらか短い期間 ①3歳の誕生日の2日前まで ②入園日から90日が経過する日が属する月の月末まで 2号認定：次のうち、どちらか短い期間 ①小学校就学始期前の最後の3月31日まで ②入園日から90日が経過する日が属する月の月末まで
必要書類	求職活動申立書、事業計画書（起業準備の場合）

(6) 就学

要件	<p>就学していること ※次のいずれかに該当していることが必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校、大学、専修学校等やこれらに準ずる教育施設に在学している。 ・ 職業訓練校等における職業訓練を受けている。 <p>⇒通信教育等で上記に該当しない場合、就学認定はされません。</p>
保育必要量	標準時間認定、短時間認定（状況により判断）
有効期間	<p>3号認定：次のうち、どちらか短い期間</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 3歳の誕生日の2日前まで ② 卒業予定日または修了予定日が属する月の月末まで <p>2号認定：次のうち、どちらか短い期間</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 小学校就学始期前の最後の3月31日まで ② 卒業予定日または修了予定日が属する月の月末まで
必要書類	<ol style="list-style-type: none"> ① 学生証の写しまたは在学証明書 ② カリキュラム（時間割表）など就学状況がわかるもの

(7) 災害復旧・その他（虐待やDVのおそれがあるなど）

要件	<p>震災、風水害、その他の災害復旧に当たっている。児童虐待が行われている（行われるおそれがある）またはDVにより子どもの保育を行うことが困難であることなど</p>
保育必要量	標準時間認定（希望により短時間認定も可能）
有効期間	<p>3号認定：3歳の誕生日の2日前まで 2号認定：小学校就学始期前の最後の3月31日まで ※ 状況が変わり、保育を必要としなくなった場合、その月末までとなります。</p>
必要書類	状況を証明する書類など

(8) 育児休業

要件	<p>下の子が生まれ保護者が育児休業を取得するときに、既に保育施設等を利用している子どもが、育児休業期間中も引き続き利用中の保育施設等を利用する必要があること</p>
保育必要量	短時間認定
有効期間	<p>3号認定：次のうち、どちらか短い期間 ①3歳の誕生日の2日前まで ②育児休業が終了する月の月末まで</p> <p>2号認定：次のうち、どちらか短い期間 ①小学校就学始期前の最後の3月31日まで ②育児休業が終了する月の月末まで</p> <p>※ 育児休業認定は、最大で育児休業対象児童が2歳の誕生日を迎えた月末までになります。</p>
必要書類	保育施設等利用にかかる育児休業関係申請書（育児休業取得証明書）
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業から復職する際には、復職後、育児休業復職証明書を提出していただきます。 ・ 保護者が育児休業に入る前に既に保育施設等を利用していることが要件（⇒（1）～（7）のいずれかの事由で利用している）であるため、<u>育児休業を要件とした利用申請（入園申込）はできません。</u> （例）子どもが2人おり、どこの保育施設等も利用していない状況。 現在第2子の育児休業中だが、今後、第2子をじっくりと家庭で育てたいため、第1子を保育施設等に預けたい。 ⇒保育施設等の引き続きの利用でない（（1）～（7）に該当しない）ため、利用申請をすることができません。 ・ 転園を希望する場合は、入園（転園）した月の翌月1日までに育児休業から復職していただく必要があります。（申請時に「育休（産休）後復職誓約書」の提出が必要です。） ・ 保護者が既に保育施設等を利用している児童のための育児休業を取得する場合は、保育を必要とする事由のどれにも該当しないため、原則退園となります。

5. 電子申請について

国が運用しているマイナポータル（ぴったりサービス）を活用した電子申請を受付しています。保育施設等への利用申請（入園申込）は、就労証明書等の保育を必要とする事由を証明する書類を第1希望の保育施設等に提出します。

（1）電子申請が可能な方

横須賀市に在住で、横須賀市内の保育施設等への入園（転園）を希望される方。

【電子申請に必要なもの】

- ①マイナンバーカード（電子証明書付き）
- ②「スマートフォン」または「パソコン端末とカードリーダー」
- ③添付書類一式（就労証明書などの保育を必要とする事由を証明する書類や、その他の書類（該当者のみ））（7ページ）

※ 本申請については、本人確認のためにマイナンバーカード（個人番号カード）による電子署名が必要です。

→電子署名には、署名用暗証番号（数字とアルファベットが混在した6～16文字）が必要です

（2）電子申請対象外の方

- ・ 横須賀市外からの申込み、横須賀市外の保育施設等の申込み
- ・ 申込みの変更及び取り下げ
- ・ マイナンバーカードをお持ちでない方
- ・ 署名用暗証番号が不明な方
- ・ マイナンバーカードの住所や氏などの変更手続きをしていない方
- ・ 書類の不足がある状態での申込みの方
- ・ 1号認定を希望する方

（3）申請受付期間

2ページの途中入園申請スケジュールと同じです。

なお、申請期限までに電子申請と保育施設等への添付書類の提出が必要です。

（4）手順

- ①マイナポータルで電子申請を行う。（所要時間30分程度）
- ②保育施設へ添付書類(就労証明書等)と「電子申請済者用 受付票」提出する。
 - ※ 「電子申請済者用 受付票」は保育施設等に置いてあります。市のホームページからもダウンロード可能です。
 - ※ 電子申請を行った旨を保育施設の方にお伝えください。

(5) 電子申請の入口

- ①内閣府ホームページ(ぴったりサービス)
<https://myna.go.jp/> へアクセスする。



二次元コードからもアクセスできます。

- ②トップページの自治体設定を「神奈川県・横須賀市」にします。
- ③「さがす」からキーワードに「保育園」と入れて検索したり、カテゴリから検索で「子育て」と検索します。
※ マイナポータル提供画面が変更になる場合があります。
- ④「保育施設等の利用申込／教育・保育給付認定申請」を選択します。
- ⑤案内に沿って、入力・申請を行います。

(6) 注意事項

- ・ マイナポータルの操作方法等マイナポータルについてご不明なことは、マイナポータル内の「よくある質問」にてご確認ください。(<https://myna.go.jp/>)
- ・ 書類の不足や記載内容の不備の場合、再提出のご連絡をします。なお、再提出は電子申請では受付できません。
- ・ 電子申請後に、ご家庭の状況、お仕事などの状況および入所希望施設等に変更がある場合は、速やかに変更の手続きを行ってください。なお、変更は電子申請では受付できません。
- ・ 60分以上画面遷移を行わない状態しているとタイムアウトエラーとなります。申請を一時中断する場合などには、入力中の申請データを保存してください。
- ・ 電子申請完了のお知らせ(受付番号など)の送付を希望される方は、申請画面にてメールアドレスを入力してください。

6. 利用者負担額（保育料等）について

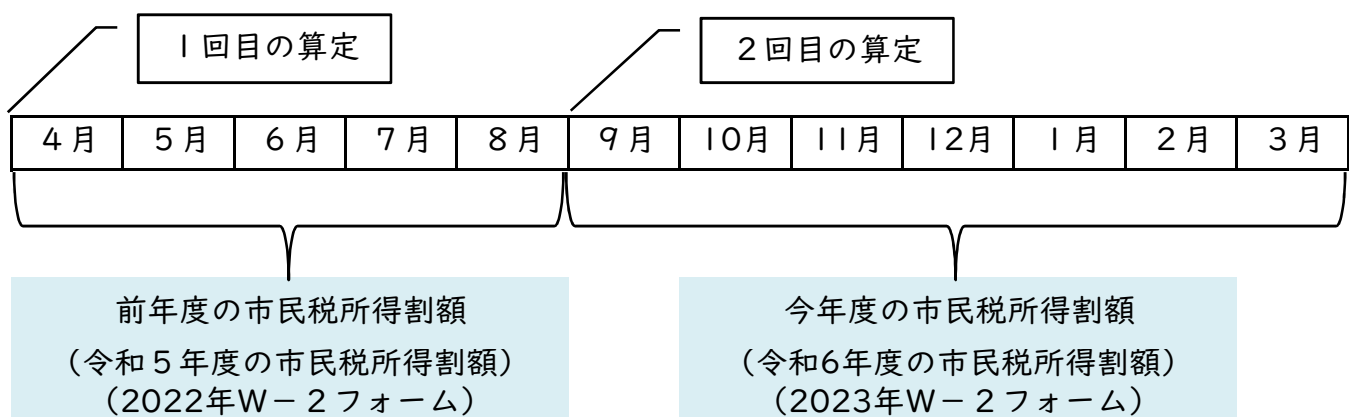
～保育料と給食費～

保育料は、0歳～2歳児クラスについては、保護者の市民税所得割額により算定し、3歳～5歳児クラスについては、令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化により0円（無償）となります。

また、これまで保育料の中に含まれていた3歳～5歳児クラスの給食費（主食費＋副食費）は、幼児教育・保育の無償化により保育料から切り離され、施設で徴収します。ただし副食費は、保護者の市民税所得割額等によって免除対象となる場合があります。

（1）令和6年度の保育料の算定

0歳～2歳児クラスの保育料は4月と9月の年2回算定を行い、その額を決定します。



※ 横須賀市に住民登録がなく、米軍基地勤務の場合、保育料算定の資料として使用するものは該当年におけるW-2フォームになります。

※ 生計が同一の兄・姉がいる場合、保育料を算定する児童が第2子に該当すると、保育料は約半額、第3子に該当すると無料（0円）になります。

（横須賀市独自の多子減免の拡充）

（2）副食費の免除判定

3歳～5歳児クラスの副食費の免除判定は、保育料と同様に4月と9月の年2回行います。

※ 保護者の市民税所得割額が57,700円未満（ひとり親等の場合、市民税所得割額が77,101円未満）の場合、または、きょうだいで保育施設等に通い、副食費免除判定対象児童が第3子以降の場合、副食費が免除となります。

（保育料が減免となる第3子とは数え方が異なり、小学校就学前の保育施設等に通っている子のうち最年長者を第1子として数えます。）

【参考】公立保育園の1ヵ月当たりの給食費

6,000円（主食費1,500円、副食費4,500円）

（3）延長保育について

各保育施設等が定める保育必要量に応じた保育時間（短時間の場合8時間、標準時間の場合11時間）を超えて施設を利用する場合は、延長保育料が発生します。具体的な料金・利用方法等については、各施設にお問い合わせください。

2号認定・3号認定の保育料基準額表

- 1 階層区分は、父母の市町村民税課税額の合算額で算定します。ただし、年収が120万円以下の場合は、同居の祖父母等家計の主宰者の市町村民税課税額で算定します。
- 2 保育料判定に係る書類の不足等により市町村民税等が確認できない場合は、最も高い階層で決定します。書類の提出等により市町村民税課税額等が確認でき次第、保育料を更正します。
- 3 年齢は、当該年度の4月1日時点の年齢です。年度途中で誕生日を迎えても年齢区分に変更はありません。
- 4 【D7-1～D13階層のみ】第2子以降のお子さんについては、保育料が軽減されます（多子軽減）。入所児童と世帯を同じくする兄姉（年齢制限なし）を年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と位置づけます。これにより第2子と位置付けられたお子さんの保育料は基準額の概ね半額に、第3子と位置付けられたお子さんの保育料は0円となります。
- 5 ひとり親世帯等の「等」とは、①身体・精神障害、療育手帳所持世帯②特別児童手当、障害基礎年金受給者がいる世帯となります。

階層区分		多子の順	利用者負担額(月額:円)					
			保育標準時間			保育短時間		
			3～5歳児	0～2歳児	0～2歳児 (ひとり親等)	3～5歳児	0～2歳児	0～2歳児 (ひとり親等)
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国在留邦人等の円滑な帰国の促進ならびに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付受給世帯及び里親である教育・保育給付認定保護者	第1・2子	0	0	0	0	0	0
B	A階層を除き、当該年度分の市町村税が非課税の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
C	A階層を除き、当該年度分の市町村税の均等割の課税世帯であって、所得割が非課税の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
D1	市民税所得割課税額 8,700円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
D2	市民税所得割課税額 8,700円～48,600円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
D3	市民税所得割課税額 48,600円～53,000円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
D4	市民税所得割課税額 53,000円～73,000円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
D5	市民税所得割課税額 73,000円～97,000円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
D6	市民税所得割課税額 97,000円～115,000円未満の世帯	第1・2子	0	0	0	0	0	0
D7-1	市民税所得割課税額 115,000円～135,600円未満の世帯	第1子	0	35,400	0	0	34,900	0
		第2子	0	17,700	0	0	17,400	0
D7-2	市民税所得割課税額 135,600円～169,000円未満の世帯	第1子	0	35,400	35,400	0	34,900	34,900
		第2子	0	17,700	17,700	0	17,400	17,400
D8	市民税所得割課税額 169,000円～229,000円未満の世帯	第1子	0	41,400	41,400	0	40,700	40,700
		第2子	0	20,700	20,700	0	20,300	20,300
D9	市民税所得割課税額 229,000円～268,000円未満の世帯	第1子	0	48,700	48,700	0	47,900	47,900
		第2子	0	24,300	24,300	0	23,900	23,900
D10	市民税所得割課税額 268,000円～301,000円未満の世帯	第1子	0	53,700	53,700	0	52,900	52,900
		第2子	0	26,800	26,800	0	26,400	26,400
D11	市民税所得割課税額 301,000円～322,000円未満の世帯	第1子	0	58,700	58,700	0	57,800	57,800
		第2子	0	29,300	29,300	0	28,900	28,900
D12	市民税所得割課税額 322,000円～343,000円未満の世帯	第1子	0	60,000	60,000	0	59,100	59,100
		第2子	0	30,000	30,000	0	29,500	29,500
D13	市民税所得割課税額 343,000円以上の世帯	第1子	0	61,500	61,500	0	60,500	60,500
		第2子	0	30,700	30,700	0	30,200	30,200

市民税所得割額を確認するための横須賀市の書式例

(所得割は、調整控除額を差し引く前の金額ですので、あくまでも目安になります。)

算定に使う市民税額には、調整控除のみ反映され、住宅借入金特別控除などの適用がありません。所得割から調整控除を引いた市民税所得割額で算定します。

1. 令和〇〇年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収額の決定・変更通知書

平成 年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用)		課税標準		税額	
給与収入	主たる給与	山林所得	総所得③	税額控除額④	税額控除前所得割額⑤
給与所得	以外の合算	分離短期譲渡	課税標準	税額控除額⑤	所得割額⑥
その他の所得計	所得区分	分離長期譲渡	課税標準	税額控除前所得割額④	均等割額⑦
	総所得金額①	株式等の譲渡	課税標準	税額控除額⑤	所得割額⑥
		上場株式等の配当	課税標準	均等割額⑦	特別徴収税額⑧
		先物取引	課税標準	控除不足額⑨	既充当額⑩
				既納付額⑪	引当付額(⑧-⑩-⑪)
				変更前税額⑫	増減額(⑧-⑫)
				変更月	月

税額控除前所得割額④

2. 令和〇〇年度 市民税・県民税納税通知書

所得金額、所得控除明細および税額		年度分・通知番号	
所得金額(円)	所得控除額(円)	市民税	算出所得割額①
事業所得	雑損	県民税	算出所得割額②
不動産所得	医療費	市民税	所得割①-②
給与所得	社会保険料	県民税	均等割
雑所得	小規模企業共済	市民税	算出所得割額③
計	生命保険料	県民税	税額控除(P.7)
短期譲渡	障害者	市民税	所得割①-④
長期譲渡	寡婦(寡夫)	県民税	均等割
山林所得	勤労学生	市民税	算出所得割額④
株式等未公開分の譲渡	扶養	県民税	税額控除(P.7)
上場株式等の配当	人数	市民税	所得割③-④
先物取引	内訳	県民税	均等割
退職所得	扶養控除	市民税	算出所得割額⑤
合計所得金額	基礎	県民税	税額控除(P.7)
繰越控除額(P.7)	合計	市民税	所得割③-④
		県民税	均等割

算出所得割額①

3. 令和〇〇年度市県民税課税(所得)証明書

(様式第3号) 年度 証明書

賦課期日住所 氏名 生年月日

年中の所得の内容	所得控除の内訳
給与収入金額	雑損控除
公的年金等収入金額	医療費控除
	社会保険料控除
	小規模企業共済等掛金控除
	生命保険料控除
	配偶者控除
	配偶者特別控除
	扶養控除
	基礎控除
	所得控除の合計
	人数内訳

所得の合計金額

年度課税標準額

年度	市県民税額
市民税	所得割
均等割	均等割

上記のとおり相違ないことを証明します。 年月日 横須賀市長

配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割控除、株式等譲渡所得割控除等。これらの控除がある場合は、市民税所得割額に控除額を足した額で算定します。

令和〇〇年度 市県民税額	
年税額	
市民税	所得割
均等割	均等割

7. その他

《内定後に施設の利用を辞退する場合》

保育施設等の利用が決まった後、やむを得ず辞退する場合には、すみやかに内定施設へ「退園・辞退・認定取消・申請取下届」を提出してください。提出が遅れると提出日までの利用料がかかる場合があります。

なお、改めて入園を希望する場合は、再度利用申請（入園申込）が必要です。

※ 内定辞退後、改めて利用申請（入園申込）をした場合、年度内の利用調整で優先順位が下がります。

《利用申請（入園申込）を取り下げる場合》

申請は年度内有効のため、利用申請の希望がなくなった場合は、申請の取下げが必要です。すみやかに第1希望の園もしくは子育て支援課に「退園・辞退・認定取消・申請取下届」を必ず提出してください。

《複数の保育施設等を希望した中で内定した場合》

利用調整の結果、利用が内定した時点で、他の保育施設等への利用申請（入園申込）の効力はなくなります。

《保留通知について》

ご希望に沿えず、入園が保留となった方には、「施設・事業所入所保留通知書」（以下、「保留通知」）を送付します。

なお、保留通知は1回の申請につき、一度通知します。毎月結果は通知しませんので保留通知が必要な月には再度申請してください。

《令和6年4月申請で保留となっている方について》

令和6年度中（令和7年3月入園分まで）に入園を希望する園で空きが生じた月には、その都度、利用調整の対象とし、入園内定となった場合には、ご連絡いたします。

なお、希望施設の変更等あらためて利用申請（入園申込）をした場合、記入した希望施設のみを利用調整の対象とします。

《横須賀市外の保育施設等の利用申請について》

横須賀市民が、横須賀市外の保育施設等の利用を希望する場合、申請スケジュール等については、その施設が所在する市区町村により異なります。先方の市区町村にスケジュール等をご確認のうえ、子育て支援課にご相談ください。申請書類等の受付は、原則として、子育て支援課で行います。

《マイナンバーについて》

保育所等の申請にあたっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

【提出書類】

(1) マイナンバー記入用紙

(2) 本人確認資料（申請を行う保護者の分のみ）

① 番号確認書類

例：マイナンバーカード・通知カード・マイナンバー入りの住民票等の写し

② 身元確認書類

例：マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等

※ 利用申請書類と一緒に提出してください。申請の都度提出が必要です。

※ 必要添付資料の詳細は、マイナンバー記入用紙に記載してあります。

《保育施設等の利用申請等に関するQ&A》

- ・ 募集をしていない施設にも申請ができますか？
⇒申請は可能です。在園児の退園等で空きが出た際には、入園が決定する場合があります。
- ・ どのように利用調整が行われるのですか？
⇒利用調整基準によりお子さんごとの指数をつけ、指数の高い方から順に入園者を決定します。
- ・ 複数の施設を希望するよりも1つの施設だけを希望する方が利用調整の際に優先されますか？
⇒希望施設の数による優先はありません。
- ・ 利用調整結果の通知を毎月欲しいのですがどうすればよいですか？
⇒毎月の途中入園の利用申請を申請期限までに行ってください。
- ・ 育児休業給付金の手続きについて教えてほしい。
⇒勤務先の担当者やハローワークにお問い合わせください。
- ・ 認可外保育施設または企業主導型保育事業所を利用したい場合の手続きはどうすればいいですか？
⇒利用の可否については、直接施設にお問い合わせください。また、利用料の無償化対象の要件を満たしている場合、別途子育て支援課で無償化の申請が必要です。
- ・ 利用施設を欠席した場合、保育料・給食費は日割り計算されますか？
⇒理由・日数に関わらず日割り計算は行いません。

《一時預かり》

不定期な仕事、通院、冠婚葬祭、リフレッシュなど、いろいろな理由で一時的に保育ができない時に利用できます。（施設によっては利用回数に制限があります。）

なお、定員、受入年齢、受入時間など施設ごとに異なりますので、事前に各施設へお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号
認定こども園善隣園	田浦町2-80-1	046-861-9777
ウェルシティ 一時預かり保育室	西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ4階	046-822-4846
baby&tot place 結-Yui-	本町2-1-12 Coaska Bayside Stores 1階	046-827-7890
すくすくかん 一時預かり保育室	小川町20 すくすくかん5階	046-827-7171
佐野こども園	佐野町5-7	046-851-2138
三和こども園	田戸台26	046-822-0479
和順こども園	久里浜2-19-14	046-835-6556
sukasuka-nursery	久里浜4-7-2	046-890-0380
大楠愛児園	芦名1-31-17	046-856-0155
津久井保育園（市立）	津久井2-14-22	046-849-1747
太田和こども園	太田和3-733	046-857-5544

横須賀市内の保育施設等一覧（令和6年度）

- 横須賀市内の保育所、認定こども園（保育利用）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所の一覧です。
- 情報は令和6年4月のものです。

種別の見方
 保：保育園
 幼保：幼保連携型認定こども園
 幼：幼稚園型認定こども園
 小：小規模保育（6～19名までの少人数保育）
 家：家庭的保育（5名以下の少人数保育）

地区	公私	種別	施設名	利用定員	児童年齢	開所時間		所在地	電話番号
						平日	土曜日		
						開所時間	開所時間	交通	
追浜	公	保	追浜保育園	125	3か月～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:30～16:00 標7:30～16:00 短8:00～16:00	追浜本町2-1 京急追浜駅	865-3502
	私	保	パンダ保育園	80	産休明け～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～16:00 標7:00～16:00 短8:00～16:00	追浜町3-1 京急追浜駅	867-2988
	私	保	パンダ保育園分園 こぼんだ 3歳クラス～パンダ保育園へ進級可	17	1歳・2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～16:00 標7:00～16:00 短8:00～16:00	追浜町3-5-2 京急追浜駅	867-2988
	私	保	のぼら保育園	60	産休明け～就学前	7:30～19:00 標7:30～18:30 短8:30～16:30	7:30～16:00 標7:30～16:00 短8:30～16:00	追浜町2-16-7 京急追浜駅	865-0905
	私	保	ぎんのすず保育園	60	産休明け～就学前	7:00～18:30 標7:00～18:00 短8:30～16:30	7:00～18:00 標7:00～18:00 短8:30～16:30	追浜町2-71 京急追浜駅	867-3020
	私	幼保	キッズアカデミー ぎんのすずこども園	68	産休明け～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:30～16:30	7:00～18:00 標7:00～18:00 短8:30～16:30	追浜町2-70 京急追浜駅	865-2093
	私	幼保	認定こども園 追浜幼稚園	20	2歳～就学前	7:30～18:30 標7:30～18:30 短9:00～17:00	7:30～12:00 標7:30～12:00 短9:00～12:00	鷹取1-1-2 京急追浜駅	865-2008
	私	小	追浜保育室ニコニコ 3歳クラス～追浜保育園へ進級可	19	3か月～2歳	7:30～18:30 標7:30～18:30 短7:30～15:30	7:30～15:30 標7:30～15:30 短7:30～15:30	追浜東町3-65 京急追浜駅	866-2202
	私	小	ぎんのすずおひさま園 3歳クラス～ぎんのすず保育園または ぎんのすずこども園へ進級可	18	1歳・2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:30～16:30	7:00～18:00 標7:00～18:00 短8:30～16:30	追浜町2-70-2 京急追浜駅	887-0275
田浦	公	保	船越保育園	90	3か月～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:30～16:00 標7:30～16:00 短8:00～16:00	船越町6-69 京急田浦駅	861-3254
	公	保	田浦保育園	90	産休明け～就学前	7:00～20:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～18:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	長浦町1-1597 京急安針塚駅	823-2610
	私	幼保	認定こども園 善隣園	92	産休明け～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～17:00 標7:00～17:00 短8:00～16:00	田浦町2-80-1 バス停 田浦郵便局前	861-9777
	私	家	ほのぼの家庭的保育室 3歳クラス～善隣園へ進級可	3	3か月～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	休み	田浦町 バス停 田浦郵便局前	子育て支援課 保育係 822-9004
	私	家	陽だまり保育室 3歳クラス～善隣園へ進級可	5	3か月～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	休み	田浦町 バス停 田浦郵便局前	子育て支援課 保育係 822-9004
逸見	私	保	ベネッセ逸見保育園	70	3か月～就学前	7:00～20:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～18:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	西逸見町1-37 京急逸見駅	822-2959
	私	幼保	認定こども園 善隣園分園 こぼと園 3歳クラス～善隣園へ進級可	20	産休明け～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～17:00 標7:00～17:00 短8:00～16:00	東逸見町1-1 バス停 汀橋	828-5211

地区	公私	種別	施設名	利用定員	児童年齢	開所時間		所在地	電話番号
						平日	土曜日		
						開所時間	開所時間	交通	
本庁	公	幼保	中央こども園	141	3か月～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:30～16:00 標7:30～16:00 短8:00～16:00	小川町20 横須賀中央駅	822-5244
	私	保	玉成保育園	60	産休明け～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～隔週13:00/18:00 標7:00～隔週13:00/18:00 短8:00～隔週13:00/16:00	三春町5-32 京急堀ノ内駅	823-2548
	私	保	玉成保育園分園 4歳クラス～玉成保育園へ進級可	30	産休明け～3歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～隔週13:00/18:00 標7:00～隔週13:00/18:00 短8:00～隔週13:00/16:00	三春町3-38 京急堀ノ内駅	874-8033
	私	幼保	三和こども園	90	産休明け～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～15:00 標7:00～15:00 短8:00～15:00	田戸台26 バス停 聖徳寺坂上	822-0479
	私	幼保	三和こども園 安浦分園 3歳クラス～三和こども園へ進級可	30	産休明け～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～15:00 標7:00～15:00 短8:00～15:00	安浦町2-27 京急県立大学駅	820-6761
	私	幼保	三和こども園 上町分園 3歳クラス～三和こども園へ進級可	20	産休明け～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～15:00 標7:00～15:00 短8:00～15:00	上町2-31プエルト上町 バス停 文化会館前	824-7881
	私	保	コアラ保育園	70	産休明け～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～16:00 標7:00～16:00 短8:00～16:00	安浦町2-11 京急県立大学駅	824-5888
	私	保	小光子愛育園	90	産休明け～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～隔週13:00/18:00 標7:00～隔週13:00/18:00 短8:00～隔週13:00/16:00	佐野町3-15 バス停 佐野4丁目	853-1760
	私	保	ベネッセ汐入保育園 ※連携施設なし	30	産休明け～2歳	7:00～20:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～18:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	本町3-23-7 横須賀汐入ハイム1-2階 京急汐入駅	821-5191
	私	幼保	佐野こども園	90	産休明け～就学前	6:45～19:00 標6:45～18:00 短8:00～16:00	7:30～16:00 標7:30～16:00 短8:00～16:00	佐野町5-7 バス停 曹源寺	851-2138
	私	保	しんわピノキオ 保育ランド	60	3か月～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～16:00 標7:00～16:00 短8:00～16:00	安浦町3-16 京急県立大学駅	854-4990
	私	保	YBSにじのそら保育園	58	5か月～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～16:00 標7:00～16:00 短8:00～16:00	大滝町2-6 サ・ター横須賀中央3F 京急横須賀中央駅	876-6541
	私	幼保	幼保連携型認定こども園 うわまち幼稚園	90	6か月～就学前	7:15～18:45 標7:15～18:15 短8:00～16:00	7:15～15:00 標7:15～15:00 短7:15～15:00	上町2-10 バス停 文化会館前	823-3857
	私	幼保	認定こども園 聖佳幼稚園	50	6か月～就学前	7:00～19:00 標7:30～18:30 短8:30～16:30	7:00～15:00 標7:30～15:00 短8:30～15:00	坂本町1-29 バス停 坂本坂上	822-0018
	私	幼	認定こども園 聖心第一幼稚園	20	3歳～就学前	7:30～18:30 標7:30～18:30 短8:00～16:00	8:00～16:00 標8:00～16:00 短8:00～16:00	上町2-15 バス停 文化会館前	822-2521
	私	幼	認定こども園 聖心第二幼稚園	10	3歳～就学前	7:30～18:30 標7:30～18:30 短8:00～16:00	8:00～16:00 標8:00～16:00 短8:00～16:00	富士見町3-8 京急県立大学駅	822-6225
	私	幼保	認定こども園 聖心第三幼稚園	20	2歳～就学前	7:30～18:30 標7:30～18:30 短8:00～16:00	8:00～16:00 標8:00～16:00 短8:00～16:00	汐見台2-16-15 バス停 鶴が丘郵便局	884-9411
	私	幼保	認定こども園 横須賀幼稚園	25	1歳～就学前	7:15～19:00 標7:30～18:30 短8:00～16:00	8:00～16:00 標8:00～16:00 短8:00～16:00	本町3-9 京急汐入駅	822-1043
	私	家	ぶぶぶ保育室 3歳クラス～ ベネッセ逸見保育園へ進級可	5	3か月～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	休み	本町 京急汐入駅 バス停 本町1丁目	子育て支援課 保育係 822-9004

地区	公私	種別	施設名	利用定員	児童年齢	開所時間		所在地	電話番号
						平日	土曜日		
						開所時間	開所時間	交通	
衣笠	公	保	森崎保育園(※1)	90	3か月～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:30～16:00 標7:30～16:00 短8:00～16:00	森崎3-8-1 バス停 森崎市宮住宅前	836-6871
	私	保	池上愛育園	60	産休明け～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～16:00 標7:00～16:00 短8:00～16:00	池上7-6-6 バス停 池上十字路	851-1744
	私	保	衣笠愛児園	90	産休明け～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～16:00 標7:00～16:00 短8:00～16:00	平作8-14-1 バス停 平作	851-2214
	私	保	衣笠保育園	90	4か月～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～17:00 標7:00～17:00 短8:00～16:00	小矢部1-4-2 バス停 衣笠十字路	836-1617
	私	幼	認定こども園 あさひ幼稚園	19	満3歳～就学前	7:30～18:30 標7:30～18:30 短7:30～15:30	9:00～17:00 標9:00～17:00 短9:00～15:00	公郷町2-18-3 バス停 公郷2丁目	851-2530
	私	幼保	公郷こども園	100	産休明け～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～18:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	公郷町6-7-1 バス停 公郷2丁目	852-1113
	私	保	平作保育園	60	6か月～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:30～16:30 標7:30～16:30 短8:00～16:00	平作6-4-33 JR衣笠駅より徒歩20分	852-6611
	私	幼	認定こども園 横須賀若葉幼稚園	60	3歳～就学前	7:30～18:30 標7:30～18:30 短9:00～17:00	8:30～16:30 標8:30～16:30 短8:30～16:30	金谷1-5-8 バス停 池上十字路	852-0779
	私	家	もりの保育室(※2) 3歳クラス～森崎保育園へ進級可	3	3か月～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	休み	森崎 バス停 森崎リアンシティ	子育て支援課 保育係 822-9004
	私	家	なないろ保育室 3歳クラス～中央こども園へ進級可	5	3か月～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	休み	公郷町 バス停 妙真寺	子育て支援課 保育係 822-9004
大津	私	保	日の出保育園	120	産休明け～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～15:00 標7:00～15:00 短8:00～15:00	桜が丘1-47-1 京急馬堀海岸駅 バス停 山手中央	835-5874
	私	幼保	しらかばこども園	106	2歳～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～18:00 標7:00～15:00 短7:00～15:00	池田町1-22-12 京急新大津駅	834-0690
	私	幼保	しらかばこども園 池田分園 2歳クラス～しらかばこども園へ進級可	20	産休明け～1歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～18:00 標7:00～15:00 短7:00～15:00	池田町1-19-18 京急新大津駅	835-5821
	私	幼保	しらかばこども園 新大津分園 2歳クラス～しらかばこども園へ進級可	20	産休明け～1歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～18:00 標7:00～15:00 短7:00～15:00	大津町4-8-6 京急新大津駅	834-0302
	私	保	ハッピーブリス쿨	60	5か月～就学前	6:30～20:00 標7:30～18:30 短9:00～17:00	6:30～16:00 標6:30～16:00 短8:00～16:00	大津町1-12-20 京急大津駅	838-5677
	私	保	うさぎ保育園	40	産休明け～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～16:00 標7:00～16:00 短8:00～16:00	根岸町3-16-2 京急北久里浜駅	833-1688
	私	幼	認定こども園 大津幼稚園	30	満3歳～就学前	7:45～18:45 標7:45～18:45 短9:00～17:00	9:00～17:00 標9:00～17:00 短9:00～17:00	大津町3-29-26 京急大津駅	836-3584
	私	幼保	認定こども園 ぎんなん幼稚園	50	9か月～就学前	7:15～18:45 標7:30～18:30 短8:00～16:00	8:00～16:00 標8:00～16:00 短8:00～16:00	大津町3-29-41-1 新大津駅	836-6283
	私	幼保	認定こども園 聖心桜が丘幼稚園	30	2歳～就学前	7:30～18:30 標7:30～18:30 短8:00～16:00	8:00～16:00 標8:00～16:00 短8:00～16:00	桜が丘1-51-1 バス停 山手中央	834-3933

地区	公私	種別	施設名	利用定員	児童年齢	開所時間		所在地	電話番号
						平日	土曜日		
						開所時間	開所時間	交通	
大津	私	幼	認定こども園 南横須賀幼稚園	40	満3歳 ～就学前	7:45～18:45 標7:45～18:45 短8:30～16:30	7:45～16:00 標7:45～16:00 短8:30～16:00	池田町2-9-17 バス停 池田町	834-0603
	私	家	しらかば家庭的保育事業所 3歳クラス～しらかばこども園へ進級可	5	産休明け ～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～18:00 標7:00～15:00 短7:00～15:00	池田町1-22-20 京急新大津駅	834-0690 (内線30)
	私	家	さくら保育室 3歳クラス～鴨居保育園へ進級可	3	3か月 ～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	休み	大津町 京急新大津駅	子育て支援課 保育係 822-9004
浦賀	公	保	鴨居保育園	95	3か月 ～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:30～16:00 標7:30～16:00 短8:00～16:00	鴨居3-1-6 バス停 小原台入口	841-2708
	私	幼保	浦賀こども園	127	産休明け ～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:30～16:00 標7:30～16:00 短8:00～16:00	浦賀6-3-1 京急浦賀駅	841-0677
	私	幼	認定こども園 岩波幼稚園	30	満3歳 ～就学前	7:30～18:30 標7:30～18:30 短9:00～17:00	休み	鴨居2-56-12 バス停 梅山	841-2188
	私	幼	認定こども園 かもいようちえん	10	満3歳 ～就学前	7:30～18:30 標7:30～18:30 短7:30～15:30	7:30～15:30 標7:30～15:30 短7:30～15:30	鴨居3-9-1 バス停 小原台入口	841-1491
	私	幼	認定こども園 湘南栄光幼稚園	30	満3歳 ～就学前	7:30～18:30 標7:30～18:30 短8:00～16:00	8:00～16:00 標8:00～16:00 短8:00～16:00	浦上台3-29-3 京急浦賀駅	841-2307
	私	家	ひよこ保育室 3歳クラス～鴨居保育園へ進級可	5	3か月 ～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	休み	浦上台 京急浦賀駅	子育て支援課 保育係 822-9004
	私	保	ハイランド保育園(※1)	90	3か月 ～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:30～16:00 標7:30～16:00 短8:00～16:00	ハイランド2-12-17 バス停 島田	849-3833
久里浜	私	幼保	岩戸こども園	78	6か月 ～就学前	7:30～19:00 標7:30～18:30 短8:30～16:30	8:00～17:00 標8:00～17:00 短8:30～16:30	岩戸3-37-5 バス停 岩戸町内会館前	849-1300
	私	幼保	和順こども園	70	3歳 ～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:30～16:00 標7:30～16:00 短8:00～16:00	久里浜2-19-14 京急久里浜駅	835-6556
	私	幼保	和順こども園分園 3歳クラス～和順こども園へ進級可	50	4か月 ～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:30～16:00 標7:30～16:00 短8:00～16:00	久里浜2-18-1 京急久里浜駅	845-9520
	私	保	富士保育園	192	5か月 ～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～16:00 標7:00～16:00 短8:00～16:00	久里浜5-3-9 京急久里浜駅	835-0104
	私	保	にじいろ保育園 久里浜コスモス	60	3か月 ～就学前	7:00～20:00 標7:00～18:00 短8:30～16:30	7:00～18:00 標7:00～18:00 短8:30～16:30	久里浜4-7-8 叶ビル4階 京急久里浜駅	835-2216
	私	保	にじいろ保育園 久里浜ポピー	80	3か月 ～就学前	7:00～20:00 標7:00～18:00 短8:30～16:30	7:00～18:00 標7:00～18:00 短8:30～16:30	久里浜4-12-23 京急久里浜駅	884-8240
	私	保	はなまる保育園	70	6か月 ～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	8:00～18:00 標8:00～18:00 短8:00～16:00	久里浜5-12-15 京急久里浜駅	835-1007
	私	保	心育保育園	80	6か月 ～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短9:00～17:00	7:00～15:00 標7:00～15:00 短7:00～15:00	久里浜6-4-1 シーフロント久里浜 京急久里浜駅	845-6030

地区	公私	種別	施設名	利用定員	児童年齢	開所時間		所在地	電話番号
						平日	土曜日		
						開所時間	開所時間	交通	
久里浜	私	小	久里浜幼稚園 小規模保育園つぼみ 3歳クラス～久里浜幼稚園へ進級可	19	1歳・2歳	7:30～18:30 標7:30～18:30 短8:30～16:30	8:00～16:00 標8:00～16:00 短9:00～16:00	久里浜2-9-16 京急久里浜駅	833-1050
	私	家	くりはまほいく 3歳クラス～ハイランド保育園へ進級可 (※3)	3	3か月～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	休み	久里浜 京急久里浜駅	子育て支援課 保育係 822-9004
	私	家	若宮台だっこ保育室 3歳クラス～ハイランド保育園へ進級可 (※3)	3	3か月～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	休み	若宮台 京急久里浜駅	子育て支援課 保育係 822-9004
	私	家	くすみ保育室 3歳クラス～長岡こども園へ進級可	5	3か月～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	休み	久里浜 京急久里浜駅	子育て支援課 保育係 822-9004
	私	家	おうち保育室 ぼっぼ 3歳クラス～森崎保育園へ進級可 (※3)	5	3か月～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	休み	久里浜 京急久里浜駅	子育て支援課 保育係 822-9004
	私	家	ペンギン保育室 3歳クラス～津久井保育園へ進級可	5	3か月～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	休み	久里浜 京急久里浜駅	子育て支援課 保育係 822-9004
	私	家	かもめ保育室 ※連携施設なし	5	産休明け～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	休み	ハイランド バス停 ハイランド	子育て支援課 保育係 822-9004
北下浦	公	保	津久井保育園	90	3か月～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:30～16:00 標7:30～16:00 短8:00～16:00	津久井2-14-22 京急津久井浜駅	849-1747
	私	幼保	長岡こども園	218	7か月～就学前	7:00～19:30 標7:00～18:00 短8:30～16:30	7:00～15:00 標7:00～15:00 短8:00～15:00	長沢1-25-8 京急長沢駅	848-0147
西	公	保	武山保育園	90	3か月～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:30～16:00 標7:30～16:00 短8:00～16:00	武4-17-1 バス停 竹川	856-3175
	私	幼保	長井こども園	96	産休明け～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～18:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	長井5-9-5 バス停 長井小学校	856-4559
	私	幼保	長井婦人会こども園	150	産休明け～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～15:00 標7:00～15:00 短8:00～15:00	長井2-2-3 バス停 小根岸	856-1179
	私	幼保	太田和こども園 4歳クラス～ 太田和こども園分園へ進級可	80	産休明け～3歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:30～16:30	7:00～16:00 標7:00～16:00 短8:00～16:00	太田和3-733 バス停 一騎塚	857-5544
	私	幼保	太田和こども園分園	54	4歳～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:30～16:30	7:00～16:00 標7:00～16:00 短8:00～16:00	太田和3-1177-3 バス停 一騎塚	857-5544
	私	保	大楠愛児園	45	産休明け～就学前	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	7:00～16:00 標7:00～16:00 短8:00～16:00	芦名1-31-17 バス停 芦名	856-0155
	私	幼	認定こども園 相武幼稚園	30	3歳～就学前	7:30～18:45 標7:30～18:30 短8:00～16:00	7:30～18:45 標7:30～18:30 短8:00～16:00	太田和5-2665 バス停 武山	857-1029
	私	家	はずのみ保育室 3歳クラス～武山保育園へ進級可	5	3か月～2歳	7:00～19:00 標7:00～18:00 短8:00～16:00	休み	太田和 バス停 林	子育て支援課 保育係 822-9004

※1: 森崎保育園・ハイランド保育園は令和8年3月末で閉園し、令和8年4月より(仮称)南こども園(所在地:久里浜公園内)として開園します。

※2: もりの保育室は令和7年3月末で閉園します。

※3: 令和7年3月末までに卒園するお子さんの進級施設は記載の施設です。それ以降に卒園するお子さんの進級施設は「(仮称)南こども園」(所在地:久里浜公園内)になります。

《各お問い合わせ先》

○保育園等の入園に関するお問い合わせ

子育て支援課入園係（046-822-9728）はぐくみかん5階①窓口

郵送先 〒238-8550 横須賀市役所子育て支援課（横須賀市小川町11）

○ファミリー・サポートセンターについて

子育て支援課保育係（046-822-9004）はぐくみかん5階②窓口

○私立幼稚園に関すること

子育て支援課施設支援係（046-822-8224）はぐくみかん5階③窓口

○公立保育園の運営等について

子育て支援課保育係（046-822-9003）はぐくみかん5階②窓口

○家庭的保育事業について

子育て支援課保育係（046-822-9004）はぐくみかん5階②窓口

○病児・病後児保育センターについて

子育て支援課総務係（046-822-8268）はぐくみかん5階②窓口

○児童福祉施設等の指導監査に関すること

指導監査課（046-822-8243）本庁舎分館1階

《受付時間》

平日の午前8時30分から午後5時15分まで